

# 御殿場市馬術・スポーツセンター清掃業務仕様書

1 業務場所 御殿場市馬術・スポーツセンター  
御殿場市仁杉1 4 1 5 - 1

2 業務内容及び面積

- (1) 日常清掃業務 9 1 2 m<sup>2</sup>
- (2) 定期床清掃業務 9 1 2 m<sup>2</sup>

3 業務実施方法

(1) 共通事項

- ① 施設の良い環境衛生の維持と建物の保全に努める。
- ② 作業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- ③ 休場日は、特に委託者の指示ある場合を除き、業務は行わない。
- ④ 清掃基準表を作成し、清掃面積、清掃種別ごとの実施範囲等の清掃業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

(2) 日常清掃業務

- ① 休場日又は委託者の指定する日を除き、毎日立体的清掃作業を実施する。
- ② 委託者の業務又は第三者に影響が出ないように作業を実施する。
- ③ 汚れの状況に応じて常に巡回を実施し、随時必要な清掃を実施、施設を清潔な状態に確保する。
- ④ 床面の拭き掃除を中心とし、掃除機による吸塵及び周囲の扉等の拭き掃除を行う。

(3) 定期床清掃業務

- ① 作業は、年 4 回とし休場日のうち委託者の指定した日時とする。
- ② 作業回数は、使用頻度又は汚れの状況により甲・乙協議の上、増減できるものとする。
- ③ 床面の洗浄及びワックス塗布を中心とする。

(4) 特記事項

- ① 作業終了後は必ず作業日報を提出する。
- ② 清掃作業に必要な機械、器具及び消耗品等は受託者の負担とする。

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

# 御殿場市馬術・スポーツセンター窓ガラス清掃等業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市馬術・スポーツセンター 御殿場市仁杉1415-1
- 2 業務内容
  - (1) 外周窓ガラス清掃業務
  - (2) トイレ清掃業務
- 3 作業回数
  - (1) 外周窓ガラス清掃業務 年1回
  - (2) トイレ清掃業務 日常清掃 月1回  
定期清掃 年4回  
大会開催時 年9回
- 4 作業日程  
委託者及び受託者双方が協議の上、決定した日程
- 5 清掃方法
  - (1) 窓ガラス清掃業務
    - ① 適正洗剤等で汚れを除去し、ウエス又はスクイージー等で仕上げ拭きする。
    - ② 拭き残しがないよう十分に注意する。
  - (2) トイレ清掃業務
    - ① トイレ床面、便器等の除塵後、洗剤及び適正な薬品を用いて洗浄し、常に清潔にする。
    - ② 著しい汚れは、適正洗剤にて特に洗浄する。
- 6 損害賠償  
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

# 御殿場市馬術・スポーツセンター機械警備業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市馬術・スポーツセンター 御殿場市仁杉 1 4 1 5 - 1
- 2 業務内容
  - (1) 侵入異常の監視、侵入異常を感知した場合の対処と警察機関への通報及び事態の拡大防止
  - (2) 火災監視、火災異常を感知した場合の対処と消防機関への通報及び事態の拡大防止
  - (3) 警備実施事項の報告
  - (4) 警備は機械警備とする
  - (5) 警備基準時間 警備開始午後 5 時から警備終了翌日午前 8 時 30 分  
ただし、上記基準時間に限らず警備開始の連絡を受けた場合は変更するものとする。
  - (6) 休場日については終日警備を実施する。
  - (7) 設置した警備機器の保守点検を行い、常に良好な作動状態を確保すること。
- 3 損害賠償  
警備実施中、明らかに警備受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 4 その他  
細部にわたる業務項目については、委託者・受託者双方において協議し、その合意結果を書面にし、機械警備業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

# 御殿場市馬術・スポーツセンター電気工作物保安管理業務仕様書

1 保安対象 御殿場市馬術・スポーツセンター 御殿場市仁杉1415-1

2 業務内容

- (1) 高圧受電設備維持管理
- (2) 自家用電気工作物保守業務
- (3) 上記設備の点検結果報告
- (4) 自家用電気工作物等に異常が発生した場合の迅速な復旧対応

3 点検頻度

- (1) 通常点検 年6回
- (2) 定期点検 A 年1回
- (3) 精密点検 B 3年1回

4 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

5 その他

点検、測定及び試験の基準表を作成し、自家用電気工作物、点検方法、点検種別を明記し保安業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

# 御殿場市馬術・スポーツセンター自動火災報知設備等

## 保守点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市馬術・スポーツセンター 御殿場市仁杉1415-1
- 2 業務内容  
消防法に基づく自動火災報知設備及び非常用放送設備等の保守点検及び報告
- 3 点検設備
  - (1) 自動火災報知設備
  - (2) 誘導灯設備
  - (3) 屋内消火栓設備
  - (4) 消火器設備
  - (5) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 4 点検回数
  - (1) 機器点検・総合点検 年1回
  - (2) 機器点検 年1回
- 5 損害賠償  
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他  
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

# 御殿場市馬術・スポーツセンター浄化槽維持管理業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市馬術・スポーツセンター 御殿場市仁杉1415-1
- 2 業務内容
  - (1) 浄化槽設備の維持管理及び報告 浄化槽規模 101人槽
  - (2) 上記設備に異常が発生した場合の迅速な復旧対応
- 3 点検設備及び点検回数  
浄化槽設備の維持管理 月2回
- 4 損害賠償  
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 5 その他  
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法、点検種別等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。

# 御殿場市馬術・スポーツセンター敷地内管理業務仕様書

1 業務場所 御殿場市馬術・スポーツセンター 御殿場市仁杉1415-1

2 業務範囲

御殿場市馬術・スポーツセンター敷地内

3 業務内容

(1) 芝生管理 別紙参照

(単位：m<sup>2</sup>)

草刈 面積	法面作業（吹き付芝）	4, 178
	法面作業（植栽他）	9, 139
	平面作業	11, 353
	合計	24, 671
芝刈 面積	法面作業	3, 736
	平面作業	3, 619
	合計	7, 356
草取 面積	ドウダン	3, 976
	サツキ	130
	サザンカ	127
	観覧席1・2・3	660
	合計	4, 893

(2) 植栽部分の除草及び低木と高木の剪定・整枝業務

(3) 上記(1)で発生した、廃棄物の回収処分

(4) 上記(1)及び(2)の作業報告

4 作業回数及び作業時期

(1) 化学肥料散布 年3回（7月・8月・翌年3月）

(2) 有機肥料散布 年2回（4月から5月・10月）

(3) 除草剤散布 年3回（7月・8月・翌年3月）

(4) 殺虫剤散布 年3回（7月・8月・9月）

(5) 殺菌剤散布 年2回（4月から5月・9月）

(6) 赤錆病予防薬散布 年1回（8月）

(7) 芝刈り 年10回（月2回…5月・6月・7月・8月  
月1回…9月・10月）

(8) 生垣剪定 年2回（6月・10月）

(9) 低木・高木整 年1回（11月）

(10) 人力除草

年5回(5月、6月、7月、8月、9月)

5 損害賠償

業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。

6 その他

(1) 作業場所周辺の環境には十分配慮すること。

(2) 作業により生じた廃棄物の処分は、法令順守を徹底すること。

## 御殿場市馬術・スポーツセンター除草等業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市馬術・スポーツセンター 御殿場市仁杉1415-1
- 2 業務内容  
委託者の指示に基づいた除草作業及び植栽剪定等業務
- 3 業務実施時期  
委託者が指示した時期
- 4 業務実施箇所  
委託者が指示した作業箇所(別紙のとおり)
- 5 損害賠償  
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他
  - (1) 作業場所周辺の環境には十分配慮すること。
  - (2) 作業により生じた廃棄物の処分は、委託者の指示に従うこと。
  - (3) 作業費用の見積りは、1人あたりの作業単価等を明記すること。

# 御殿場市馬術・スポーツセンター器具点検業務仕様書

- 1 業務場所 御殿場市馬術・スポーツセンター 御殿場市仁杉1415-1
- 2 業務対象
  - (1) 馬術競技用具 一式
  - (2) 障害馬術競技電光掲示板装置 一式
  - (3) 放送設備装置 一式
  - (4) 車両点検 5台
- 3 業務内容  
保守対象設備の点検及び点検整備に必要な消耗部品の交換
- 4 業務実施回数  
2の(1)は日常点検 (2)、(3)及び(4)は年1回
- 5 損害賠償  
業務実施中、明らかに受託者の責に帰すべき事由により委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、その損害について補償すること。
- 6 その他  
作業仕様書を作成し、保守点検設備、点検方法等を明記し保守点検業務において委託者・受託者双方に疑義が生じないようにしなければならない。